



## 社長、その契約大丈夫ですか？ トラック会社が見落としがちな取適法の義務と使える権利

### 【記事の要点3つ】

- ✓ 2026年施行の「取適法」により、運送会社は発注書の授受・2年間の書類保管・契約書の見直し・社員研修など、厳格な実務対応が必須に。
- ✓ 「特定運送委託」の明確化で、元請けや荷主からの不当な要求も法的に交渉・拒否が可能になり、無償の荷待ち・附帯業務など11の禁止行為も明文化された。
- ✓ 「書面と記録」が今後の経営の基本となり、書面がない取引は一切しない・させない徹底が、会社の利益と信頼を守る唯一の方法となる。

2026年1月施行の「取適法」により、運送業界では発注書の授受の徹底、発注書類の2年間保管、契約書の見直しや社員研修などが必須となりました。とくに新設された「特定運送委託」によって、これまで守られていなかった元請けや荷主からの直接受託も保護対象となり、不当な荷待ちや無償の附帯業務など、11項目に及ぶ禁止行為が明文化され、法的な交渉がしやすくなっています。

また、発注内容等の明示義務、支払期日の設定、記録の作成・2年間保存、遅延利息の支払いなど、委託事業者の4つの義務や権利も新たに加わりました。これらを怠ると、高率の遅延利息や社会的信用の失墜、厳しい是正命令といった大きなリスクにつながります。

今後は、「書面やデータのない取引は一切行わない」という新たな商慣習への転換が必要不可欠です。発注・受注時の記録管理を徹底し、法令遵守体制を強化することが、会社の利益確保と荷主からの信頼獲得につながる時代となりました。

元の記事を読む



株式会社タイガー  
東京都千代田区神田猿楽町 2-1-14 A&Xビル 2F  
<https://www.tiger-inc.co.jp/>  
03-5283-7232

物流ソリューションエキスパート  
**Tiger**  
株式会社 タイガー